

公益社団法人宮城県獣医師会の役員報酬に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）（及び第196びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第25条の規定に基づき、公益社団法人宮城県獣医師会（以下「この法人」という。）定款第25条の役員（理事及び監事）（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあつては本給及び特別手当とし、非常勤役員等については、非常勤役員等手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 報酬については、自己の預金への振込みによって支払うものとする。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬（特別手当を除く。）は、当月1日から起算し、当月末日迄の分を計算し、当月末日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人宮城県獣医師会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第3条の規定に準じて支給する。

なお、非常勤役員の報酬については、6月及び12月に当該月額分（1～6月分を6月末日、7～12月分を12月末日）を取りまとめ支給することができる。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表（役員等の報酬月額）に基づき〉その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表（役員等の報酬月額）に基づき〉監事の協議によって決定する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第10条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。

2 通勤手当の月額額は、職員給与規程第10条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(非常勤役員等手当)

第7条 非常勤役員等の非常勤役員等手当については、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、〈別表（役員等の報酬月額）に基づき〉その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 第4条の規定は、非常勤役員等手当の支給日及び日割計算（1日1万円）について準用する。この場合において、第4条中「役員等の報酬（特別手当を除く。）」とあるのは「非常勤役員等の非常勤役員等手当」と、第9条中「報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「非常勤役員等手当」と読み替えるものとする。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から報酬（通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。）を支給する。

2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 5 非常勤役員が理事会等会議に欠席した場合は、その相当額について減額する。
(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補 則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人宮城県獣医師会の移行の登記の日から施行する。

別 表 (役員等の報酬日月額)

常勤役員等 (「役員等の報酬 (特別手当を除く。)」

(単位: 円)

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	150,000	第6号	400,000
第2号	200,000	}	
第3号	250,000	第9号	550,000
第4号	300,000	}	
第5号	350,000	第12号	700,000

非常勤役員等 (「非常勤役員等の非常勤役員等手当」)

(単位: 円)

号	報酬 ₁ ~6月分	報酬 ₇ ~12月分	報酬年額
第1号 (監 事)	20,000	20,000	40,000
第2号 (理 事)	20,000	20,000	40,000
第3号 (副会長)	120,000	120,000	240,000
第4号 (会 長)	240,000	240,000	480,000
			年予算1480000